

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	山内							
事業費名称	社会福祉管理運営費										
根拠法令	社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定に基づく補助金の交付に関する要綱、総合福祉会館維持管理補助金交付要領										
補助経過年数	21年以上										
令和3年度 予算額	17,579千円	国県支出金	0千円		一般財源	17,579千円		その他	0千円		その他の内容
		令和2年度 予算額	12,686千円	0千円		12,686千円	0千円				
指標名			目標値			目標年度					
成果指標①	総合福祉会館利用者数			30,000人			令和8年度				
成果指標②	会議室等利用実績			2,000件			令和8年度				
補助対象者	薩摩川内市社会福祉協議会										
補助対象経費	総合福祉会館の維持管理に要する経費										
補助対象事業・活動の内容	総合福祉会館の適正な維持管理による市民の利用促進に資する事業										
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他									
補助金額又は補助率	対象経費の合計額（千円未満切捨て）とし、予算で定める額以内										
上記項目の積算方法	施設の維持管理に必要な所要額から自主財源を差引いた額。										
補助を 受ける 3ヶ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度					
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)				
	収入	自己資金	75,864	0.6%	664,609	5.1%	762,373	5.7%			
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%			
		事業収入	75,864	0.6%	664,609	5.1%	762,373	5.7%			
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%			
		市補助金	12,101,000	99.4%	12,249,000	94.9%	12,686,000	94.3%			
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%			
		計	12,176,864	100.0%	12,913,609	100.0%	13,448,373	100.0%			
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%			
		人件費	2,122,786	17.4%	2,073,100	16.1%	1,847,537	13.7%			
		その他事務費	10,054,078	82.6%	10,840,509	83.9%	11,600,836	86.3%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%			
	計	12,176,864	100.0%	12,913,609	100.0%	13,448,373	100.0%				
支出計/前年度支出計				106.1%		104.1%					
自己資金/前年度自己資金				876.1%		114.7%					
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%					
交付件数		1件		1件		1件					
成果指標の推移①		29,450人		25,951人		14,129人					
成果指標の推移②		1,802件		1,622件		1,309件					
特記すべき事項等	【前回評価】平成30年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】施設の維持管理について、協議を行った。 【事業のPR方法】「特になし」 【費用対効果】節電・節水に努め、経費削減に努めている。 【補助事業以外の事業】「特になし」 【その他】本市の社会福祉事業の中心的役割を担う施設であるので、今後も補助を続ける必要がある。										

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域福祉事業を実施するための団体であり、その成果も十分に果たしている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	施設の維持管理のため必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	福祉の拠点施設であり、市民ニーズに合致し効果をあげている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	施設の入居者でもあり、市が管理するより安価ですむ。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	住民の福祉の向上のために造られた施設であり、高額な使用料は取れないので妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	施設管理に必要な経費であり妥当である。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 平成30年度より新たなルールに基づき交付することとしたので、現状のまま継続とした。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 施設の維持管理内容の見直し等について、社会福祉協議会と協議を行っていく。		≪まとめ≫

## 総合福祉会館維持管理補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第87号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定に基づく補助金の交付に関する要綱（平成19年薩摩川内市告示第106号）第2条の表に掲げる総合福祉会館維持管理補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 総合福祉会館維持管理補助金に係る補助事業等は、当該施設の適正な管理による市民の利用促進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 総合福祉会館維持管理補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 総合福祉会館維持管理補助金は、当該施設の維持管理に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 総合福祉会館維持管理補助金の交付の申請に係る規則第3条第3項の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 総合福祉会館維持管理補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合前各号に掲げる場合のほか、総合福祉会館維持管理補助金を交付することが適当でないと認められる場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、総合福祉会館維持管理補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 総合福祉会館維持管理補助金の実績報告に係る規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 総合福祉会館維持管理補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果を

いう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 総合福祉会館利用者数

(2) 会議室等利用実績

(補助事業者等の責務)

第9条 総合福祉会館維持管理補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 総合福祉会館維持管理補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。